

施術管理者 様

千葉県国民健康保険団体連合会
(公 印 省 略)

柔道整復施術療養費支給申請書における被保険者証の枝番の取扱いについて (依頼)

平素、療養費請求事務につきましては、格別の御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記については、令和元年10月28日に健康保険法施行規則等の一部改正により、被保険者証等の様式に『(枝番)』欄が設けられることとなり、県内国保保険者においても令和2年10月以降順次、被保険者証の記号・番号の後に『(枝番)』を追加して発行しております。

つきましては、現段階では、厚生労働省の通知において柔道整復施術療養費支給申請書の様式変更等がないことから、当面下記の記載方法で取り扱うこととさせていただきますので、御協力をお願いいたします。

記

被保険者証に(枝番)がある場合、以下のいずれかで御記載ください。

- ① 記号番号のみを記載し、枝番は記載しない。
- ② 記号番号の後ろに『(枝番)』と記載し、その後に2桁を記入。

記載例)

被保険者証例)

国民健康保険 被保険者証

記号 千葉 番号 1 2 3 4 5 6 (枝番) 0 1

- 千葉 1 2 3 4 5 6
- 千葉 1 2 3 4 5 6 (枝番) 0 1

※以下のように(枝番)と記載せず - (ハイフン) やスペース等を用いて簡略化されますと番号と判別が出来ず、被保険者証番号誤りとして返戻になる場合がありますので御注意ください。

- × 千葉 1 2 3 4 5 6 0 1
- × 千葉 1 2 3 4 5 6 (0 1)
- × 千葉 1 2 3 4 5 6 0 1
- × 千葉 1 2 3 4 5 6 - 0 1
- × 千葉 1 2 3 4 5 6 ・ 0 1

千葉県国民健康保険団体連合会
業務課 療養費係
TEL : 043-254-7187